**会　　議　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 令和３年度　第２回守谷市国民健康保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和３年１２月２３日（木）開会：午後１時１５分　　　閉会：午後２時２０分 |
| 開催場所 | 市役所議会棟２階　全員協議会室 |
| 事務局（担当課） | 保健福祉部　国保年金課 |
| 出席者 | 委　員 | 青木委員，浅野委員，箱﨑委員，柴田委員西連地委員，染谷（桂）委員，澤田（由）委員，澤田（康）委員　　　　　　　　　計８名 |
| 市職員 | 松丸市長，椎名保健福祉部長，森山課長，椎名課長補佐，鈴木係長，吉野係長，酒井主事　　　　　　　　　　　　計７名 |
| 公開・非公開の状況 | ■公開　　□非公開　　□一部公開 | 傍聴者数 | 　　　３人 |
| 公開不可の場合はその理由 |  |
| 会 議 次 第 | １　開会２　会長あいさつ３　市長あいさつ（代理　副市長）４　諮問事項　　令和４年度守谷市国民健康保険税税率改正（案）について５　報告事項　　（1）守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について　　（2）国民健康保険特別調整交付金の返還について６　その他　　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況について７　閉会 |
|  |
| 確　定　年　月　日 | 会　議　録　署　名 |
| 令和３年　月　　日 | 会　長　　　西 連 地　利 己委　員 　 染 谷 桂 子 委　員 　澤 田　由 加 利 |

**審　議　経　過**

|  |
| --- |
| **１　開　会**  |
| 事務局：令和３年度第２回守谷市国民健康保険運営協議会を開催する旨を宣言し，出席委員８名であり，過半数に達しているため会議は成立する旨を報告した。なお，傍聴希望者は３名。 |
| **２　会長あいさつ** |
| 西連地会長あいさつ |
| **３　市長あいさつ**田中副市長あいさつ |
| **４　諮問事項****議事内容(要旨)**令和４年度守谷市国民健康保険税税率改正（案）について副市長　　会長へ諮問書の提出　　事務局　　税率改正の趣旨について説明。（第１回運営協議会でも説明済み）　　　　　国民健康保険税の賦課方式の説明及び，守谷市の現状，茨城県国民健康保険運営方針による賦課方式について，二方式への県内統一理由の説明をした。　　　　　さらに，全国共通の未就学児の子どもの均等割軽減及び県独自の特別交付金の使途は，市町村の裁量により決められる旨の説明をした。会　長　　賦課方式については，県の方針に基づいて変更するという趣旨であることを確認した。事務局　　国民健康保険税の改正案について，現状，県が示す標準保険料額，第１回運営協議会（事務局案）と第２回運営協議会（事務局案）を提示し説明をした。５人以上の世帯までは前年と同額の所得や世帯員の変更がなければ減額となり，６人以上の世帯については，１世帯ずつの構成状態を確認したところ，令和４年度から導入される子どもの均等割軽減の該当により，前年と同額の所得や世帯員に変更がなければ，全世帯が減額となる試算結果であったと説明した。ただし，今回の制度改正とは別に地方税法の改正に伴い，医療分と後期高齢者支援分の限度額が改正されることから，限度額世帯については，増額となることを説明した。　　　　　全国共通の未就学児の均等割軽減は決定しているが，県独自の特別交付金の使途については，市町村の裁量により決められる。守谷市においては，多くの子育て世帯の軽減を図るため，未就学児については，全国共通の制度で半額減免となるため，未就学児を除いた７歳に到達する年度からマル福及びすこやか医療と同様に１８歳に到達する年度末までを対象とし均等割半額減免を提案した。　　　　　国民健康保険支払準備基金については，今後の給付の増加があった場合の納付金の増額に備えるため，あるいは，保健事業の強化に充て事務局　ることとしており，取り崩しはしない方向で考えていると説明した。会　長　　県内統一という県の方針も踏まえて賦課方式を変更する。税率については守谷の現状を踏まえつつ，税率上，増額になってしまう世帯は無いような税率設定をしているということを確認した。箱崎委員　基本的にこの提案に賛成する。　　　　　特別交付金については20歳未満の被保険者や数に応じ交付ということだが，守谷市の活用案は，7歳から18歳であり，6歳までは国の方でカバーということで理解はできるが，19歳の人はどういう形になるのか質問があった。さらに，特別交付金が20歳未満の被保険者数に応じて交付になった経緯について質問があった。事務局　　経緯については，県でも市町村と同じように運営協議会が設置されている。賦課方式の統一に伴って，全市町村に税率の改正をお願いすることになった際に，世帯割がなくなる関係で，大人数の世帯が増額になる傾向が出てくる。そういうことを配慮した財政支援をしてほしいという意見が，県の運営協議会委員からあり，県が20歳未満の被保険者数に応じた交付金を用意しようということで導入されたと説明した。　　　　　19歳になる方の取り扱いは，軽減の対象から外れることになる。年齢としては，高校を卒業している年度までになると説明した。箱崎委員　19歳の人だけ外した根拠について質問があった。事務局　　子育てということで，子どもに対する医療費助成制度も市で取り組んでいるが，18歳の高校を卒業する年齢相当までを対象にしており，そこで一旦区切らせていただくということで案を考えた。　　　　　県交付金の使途については制限がなく，守谷市の場合は，医療費助成の対象と合わせて考え、現時点の算定では，19歳の方がいる世帯であっても，今回の税率改正に伴って，増額になるような結果とはなっていないと説明した。柴田委員　子どもの均等割軽減の県特別交付金というのは，これは国保に対して行われているということで，協会けんぽ等には同様のものがあるのかということと，保険税率に関して，ほぼシミュレーションでは全世帯減額ということだが，守谷市の国保の財政状況から見て，収支は健全であると考え，収入が減ってもやっていけるということでよろしいのかと質問があった。事務局　　子どもの軽減制度については，茨城県のオリジナルで行うものであり，他の都道府県については把握していない。　　　　　協会けんぽ等では均等割という概念はなく，月の給与所得に対して割合をかけて保険料を算出するので，均等割自体が無いのと，そのような軽減策があるということは，市として把握していない。　　　　　また，財政的な影響ということについては，ここ数年，守谷市の決算状況は剰余金が毎年発生している状況で，国民健康保険支払準備基金の状況は，基金残高が約9億3,000万円発生しており，守谷市は5事務局　年以上一般会計からの法定外繰入れは行っておらず，健全な財政状況を保っていると説明した。会　長　　基金の取り崩しをしなくても，税負担は少し下げられるということになるということを確認した。　　　　　国保税の税率改正について，運営協議会としての意思決定を図り、答申をするため，採決した。（全員挙手）　　　　　全会一致で本案承認ということになった。事務局に答申したいと思う。 |
| 6分間の休憩 |
| **５　報告事項****議事内容(要旨)**（1）守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について事務局　　今回の守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例については，出産育児一時金の改正です。　　　　　令和4年産科医療補償制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられる見直しが行われたことに伴い，出産育児一時金の額を404,000円から408,000円とし，産科医療補償制度の掛金が下がった4,000円分を出産育児一時金に上乗せし，支給総額を改正前の420,000円とする改正であることを説明した。箱崎委員　産科医療制度について，重度の脳性麻痺だけが対象なのか，その理由が分かれば教えてほしい。もし，仮に重度の脳性麻痺の子が生まれた場合，3,000万円でカバーできるものではないと思うが，これに付随する制度があれば，その内容を説明していただきたいと質問があった。事務局　　柴田先生に箱崎委員の質問に対し説明をお願いした。柴田委員　出産には予期せぬことが起こる。これで対象としないのは，染色体異常で生まれたお子さんとか，早産で生まれた子とか，赤ちゃん本人が明らかに異常をもって，あるいは，早産などによる合併症によって，医療が行われることについては，補償をしないということになっている。これは，あくまでも正常に分娩が行われて，処置に何も誤りがなくても，脳性麻痺の子どもが生まれることがあり，それを補償する制度であると制度の説明があった。事務局　　事務局では他の制度については把握していない。国民健康保険の中で対応する制度はないと説明した。柴田委員　今回の改正は議会で可決されているということで報告事項として受け止める。現在，近隣の出産医療機関では大体，分娩1回当たり60万円前後と言われているので，今後，出産育児一時金を上げていくような方向性があるのか質問があった。事務局　　確かに実際にこの金額より，出産費用がかかっているというお話は伺っている。基本的に出産育児一時金は健康保険法に基づいて金額を設定しているので，それに倣って今後も改正を予定している。国で事務局　は，全国の産科で，どれくらい費用がかかっているか調査した上で，金額を設定していると把握しているので，それに倣った設定ということで，現在は考えていると説明した。柴田委員　この金額が，かなり長い期間続いているような気がする。今後の検討課題にしていただきたいと要望があった。事務局　　検討すると回答した。　（2）国民健康保険特別調整交付金の返還について事務局　　先般の新聞報道についてお詫びした。　　　　　新聞の概要にについて説明した。　　　　　会計検査院の令和2年度決算報告において、守谷市国民健康保険の　　　　財政調整交付金の保険税の減免額を過大に算定した結果，過大交付と　　　　なった。　市の対応の経過について，令和2年2月に国の会計検査を受検した際に，国保税の減免額を過大に算定しているのではという指摘があり、交付金交付申請書の内容を精査し過大交付が判明したため，同年9月に，市から県へ交付金の修正申請書を提出し，令和3年3月の定例月議会で返還金について補正予算を計上し，4月に返還を完了している状況であることを説明した。　誤って算定したのは，被用者保険の被扶養者であったものに係る保険税の減免額であった。　被用者保険の本人が後期高齢者医療に加入することにより，被扶養者がそれに伴って，国民健康保険に加入する場合には，今まで保険料を負担していなかった方が，新たに国民健康保険税を負担するということになるため，減免措置があり，減免に要した費用は全額交付金措置が行われるが，算定にあたって賦課限度額を超えた金額も含めて誤って交付申請を行っており、交付金が過大となった状況であることを説明した。　私ども事務にあたる担当として，深く反省するとともに，現在は補助金の交付要綱を正確に把握し，複数の職員でチェックする体制を整えていることを報告し、今後は同様の間違いが無いように努めていきたいと謝罪した。箱崎委員　最終的にはどのように処理するか質問があった。事務局　　令和3年度の会計で事務処理した。返還金の原資は，剰余金が発生た場合は，基金に積み立てることになるが，令和3年度にも剰余金が発生しており、剰余金の中で事務処理をしたことを説明した。会　長　　今後はミスの無いように事務を行うよう指示があった。会　長　　会長から副市長へ答申があり、副市長が受領した。　　　　　（原案のとおり承認）会　長　　税率の改定の実施については，被保険者の方々を初めとして，周知に努めるよう助言があった。 |
| **６　その他**事務局　　質問がなかったため、事務局から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況について説明した。事務局　　令和3年度から新たな事業として取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については，大きく2つの事業に分かれ，ハイリスクアプローチとしての個別的な支援の取組みと，ポピュレーションアプローチとして，サロンやシニアクラブといった通いの場への積極的な関与の2つの事業を展開しており，その事業の進捗状況を説明した。また，併せて実施体制と県内の状況を説明した。事務局　　今回の運営協議会でいただいた答申を踏まえて，今後，1月の庁議での議決を予定し，3月の定例月議会で上程し，定例月議会終了後，第3回の運営協議会を開催するため，協力を依頼した。 |
| **７　閉会**以上　午後2時20分終了 |